

学校法人会計の科目等について

学校法人会計で作成される各計算書類及び記載される勘定科目の主なものと内容は次のとおりです。

【資金収支計算書】（≒キャッシュ・フロー）

- 1 当該会計年度中の教育研究活動等の諸活動に伴うすべての資金収入・支出の内容を明らかにするもの。
- 2 当該会計年度における支払資金のてん末を明らかにするもの。
- 3 平成 27 年度より、新たに資金収支計算書の付表として「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の三つの活動ごとの資金の流れが分かる「活動区分収支計算書」が作成される。

【事業活動収支計算書】（≒損益計算書）

- 1 従来の消費収支計算書を経常的な収支と臨時的な収支（特別収支）の二つに区分するとともに、さらに経常的な収支を「教育活動収支」と「教育活動外収支」とに分けて表示する。また、資産運用・収益事業などの教育研究活動以外の収支を「特別収支」とこれら区分を三つの活動収支の収支状況を明らかにしたもの。

【貸借対照表】

当該会計年度における資産・負債・正味財産の状態、すなわち財政状態を表すもの。

《勘定科目》

〔事業活動収入〕 ← その年の全ての収入のうち借入金等学校法人の負債を含まない収入
学生納付金（入学金、授業料等）・入学検定料等手数料収入・寄附金等の学校法人に帰属する収入。借入金収入や次年度に入学する学生の入学金・授業料等の前受金は、当該年度の事業活動収入には含まれません。

〔事業活動支出〕 ← その年の学校活動のために支出された諸経費

人件費、教育研究経費、管理経費などの支出。退職給与引当金組入額や時間的経過による建物等の資産価値の減少額である減価償却額なども含まれます。

〔基本金組入額〕

学校法人が計画に基づき必要な資産を継続的に維持するための金額であり、帰属収入の中から組入れられます。学校法人会計基準では、第 1 号～第 4 号の基本金が定められています。

第1号基本金：学校の設立時や規模の拡大時に設備投資に充てた金額の累計
(校地・校舎・教育研究用備品等)

第2号基本金：将来建設する校舎や土地取得の財源に充当するための資金
(施設設備等整備準備資金)

第3号基本金：基金として継続的に保持し、運用果実を奨学資金や研究資金に充てることを
目的としているもの

第4号基本金：学校を維持する資金として、別に文部科学大臣が定める額

〔当年度収支差額〕(事業活動収入－事業活動支出)

学校法人においては、経営を「利益の追求」という考えではなく、帰属収入から基本金を控除した「事業活動収入」と「事業活動支出」による「収支のバランス＝均衡」が重視され、この「事業活動収入合計」と「事業活動支出合計」の差額が「当年度収支差額」になります。

〔学生納付金〕

授業料、入学金等学生が納入したもの。収入のうち大きな割合を占めます。

〔手数料〕

入学検定料や証明書発行手数料等。

〔補助金〕

国や地方公共団体などからの補助金。(文部科学省、私立学校振興・共済事業団、大阪市等)

〔人件費〕

教員・職員等の人件費。

〔教育研究経費〕

教育・研究活動や学生厚生のための経費。

〔管理経費〕

学校管理(総務・人事・経理等)業務や学生募集の広報など、教育・研究活動に直接該当しない業務に要する経費。

〔資金収入(支出)調整勘定〕

資金収支計算において、当該年度の資金の動きを明らかにするため設けられた調整勘定。

- (1) 収入の部「資金収入調整勘定」では、「期末未収入金」(本来、本年度に収入されるべきもので、翌年度以降に入金される収入)や「前期末前受金」(本年度の入学金や授業料などで前年度に既に受け入れている収入)があります。
- (2) 支出の部「資金支出調整勘定」では、「期末未払金」(翌年度以降に支払う支出)や「前期末前払金」(前年度までに支払った本年度分の支出)があります。